

〔資料編〕

資料目次

資料① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）	109
資料② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抜粋）	110
資料③ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）	110
資料④ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号）（抜粋）	111
資料⑤ 「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（抜粋）	113
資料⑥ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）（抜粋）	115
資料⑦ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）	116
資料⑧ 「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、30 年 3 月改定。環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）（抜粋）	117
資料⑨ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（抜粋）	120

資料① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6 （略）

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 （略）

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄

物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～17 (略)

資料② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（抜粋）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～四 (略)

五 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務

六～十一 (略)

2 (略)

資料③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋）

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向

二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

4～8 (略)

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

資料④ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 28 年環境省告示第 7 号)(抜粋)

一～四 (略)

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

1 (略)

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施する

ものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

(3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

(4) 事業者及び専門家の役割

イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出す

る可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

ロ (略)

3 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場等を整備し、災害廃棄物を保管するための仮置場を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。(略) 大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靱な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行うものとする。

地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保するものとする。

4 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。

六 (略)

資料⑤ 「国土強靱化基本計画」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)(抜粋)

第 2 章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている(基本法第 17 条第 3 項)。起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 45 の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公衆施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8 食料等の安定供給の停滞
		5-9 異常漏水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(4) (略)

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(略)

(1) ~ (10) (略)

(11) 環境

(略)

- 都道府県、市町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。【環境省】

(略)

(12) (略)

資料⑥ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)(抜粋)

別紙 2 循環型社会形成のための指標・数値目標一覧

項目	指標の種類	指標	数値目標	目標年次	備考
万全な災害廃棄物処理体制の構築	項目別取組指標	※災害廃棄物処理計画策定率 ⁸²	都道府県 100% 市町村 60%	2025 年度	国土強靱化基本計画
		※災害時再稼働可能な施設の割合 ⁸³	50%	2025 年度	国土強靱化基本計画
		※ごみ焼却施設における老朽化対策率 ⁸⁴	85%	2025 年度	国土強靱化基本計画
		※災害廃棄物に係る仮置場整備率 ⁸⁵	70%	2025 年度	国土強靱化基本計画
		※災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率 ⁸⁶	都道府県 80%、 市町村 60%	2025 年度	国土強靱化基本計画
		※災害時に係る有害廃棄物対策検討実施率 ⁸⁷	100%	2025 年度	国土強靱化基本計画

別紙 3 注釈

1～81 (略)

82 災害廃棄物処理計画策定率=災害廃棄物処理計画を策定済みの地方公共団体数/全地方公共団体数

83 災害時再稼働可能な施設の割合=中核市以上が保有する災害時に再稼働可能なごみ焼却施設数/中核市以上が保有するごみ焼却施設数

数値目標の達成が、中核市以上が保有する施設の更新時期に合わせて防災対策を実施しているため、厳しい状況になっており、目標年次を 2025 年まで延長。

84 老朽化対策率=中核市以上が保有する老朽化していないごみ焼却施設数/中核市以上が保有するごみ焼却施設

数値目標は達成しているが、この状況を継続する必要がある、目標年次を 2025 年まで延長。

85 仮置場整備率=仮置場の確保や候補地の選定に関する検討を行っている市町村数/全市町村数

数値目標の達成が災害廃棄物処理計画策定の遅れなどから、厳しい状況になっており、目標年次を 2025 年まで延長。

86 教育・訓練の実施率=災害廃棄物に係る教育・訓練を行っている都道府県数/全都道府県数
教育・訓練の実施率=災害廃棄物に係る教育・訓練を行っている市町村数/全市町村数

数値目標の達成が知見不足などのため、厳しい状況になっており、目標年次を 2025 年まで延長。

87 有害廃棄物対策検討実施率＝有害廃棄物対策に関する検討を行っている中核市以上の市の数／中核市以上の全市の数

数値目標の達成が知見不足などのため、厳しい状況になっており、目標年次を 2025 年まで延長。

資料⑦ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

資料⑧ 「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月策定、30 年 3 月改定。環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室)(抜粋)

第 1 編 総則

第 3 章 基本的事項

(1) ~ (3) (略)

(4) 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
(略)

<災害廃棄物処理計画>

- 市区町村が策定する災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示すものとする。平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している市区町村においては、災害時においても一部事務組合や広域連合と連携した収集・処理等を実施していく必要があることから、災害廃棄物処理計画の策定に当たっても一部事務組合や広域連合と連携することが望ましい。
- 都道府県が策定する災害廃棄物処理計画は、被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え(体制整備等)、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたものである。具体的には、市区町村等に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施(地方自治法第 252 条の 14)する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。
- 地方公共団体は、他の地方公共団体を支援することも想定し、平時から資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援体制を検討し、これらを併せて災害廃棄物処理計画とする。
- 地方公共団体の災害廃棄物処理計画及び地域ブロックの行動計画との整合が図れるよう、地方公共団体は災害廃棄物処理計画策定後においても相互調整を行う。

<災害廃棄物処理実行計画>

- 発災後、地方公共団体は災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、実行計画を策定する。市区町村が実行計画を策定する場合は、都道府県は技術的支援を行う。実行計画には、地方公共団体の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

<計画の実行と見直し>

(略)

- 災害を受けた地方公共団体は、災害廃棄物の処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。なお、記録の整理は、時期区分(初動、応急対応、復旧・復興等)毎に振り返りを行い、発生量、発生原単

位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめることが望ましい。

(5) 対象とする災害

本指針で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義通り、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

地方公共団体は、それぞれの地域特性を考慮し、対象とする災害に応じて必要な項目を本指針より選択し、地域にあった災害廃棄物処理計画を策定する。

(略)

(6) 災害の規模別・種類別の対策

(略)

① 災害の規模

地域防災計画等で想定する災害及び被害を踏まえ、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定する。その際、比較的発生頻度の高い災害にも迅速・柔軟な対応ができるよう配慮するとともに、災害規模によっては、個別特有の対応（多数の行方不明者が発生することによる人命救助のための災害廃棄物の撤去、局所的または広範囲に被害が及ぶ場合の対応、大量に発生する混合状態の災害廃棄物への対応等）が必要となるため、地域特性等を勘案し必要となる対策を書き分ける。

② 災害の種類

地震災害及び水害、その他自然災害により火災、津波、油汚染等を生じた場合、災害廃棄物の性状が大きく異なるため、その処理方法も異なり追加的な対応が必要となる。よって、災害想定地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定した災害廃棄物処理計画を策定する。

③・④ (略)

(7) 廃棄物部局の業務

(略)

○ 平時の業務

ア. 災害廃棄物処理計画の策定と見直し

イ. 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き

ウ. 人材育成（研修、訓練等）

エ. 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備

オ. 仮置場候補地の確保

(略)

(8)～(10) (略)

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え（体制整備等）

1-1・1-2 (略)

1-3 協力・支援体制

自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を整備する。

(1) (略)

(2) 都道府県、国の支援

<都道府県>

(略)

○ 都道府県は、市区町村等の災害支援協定の締結状況を把握し、平時から広域的な相互協力体制を整備する。

(略)

(3) (略)

(4) 民間事業者との連携

○ 市区町村等は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

・ 都道府県が民間事業者団体と一括して協定を締結し、市区町村等はその協定を活用することも考えられる。

・ 災害支援協定の内容として、災害廃棄物の撤去・運搬・処理・処分、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）などが考えられるが、どのような災害支援協定の内容とするかは、地域の事情を踏まえ、各地方公共団体で検討する。また、NPOとの連携方法も検討する。

(略)

(5) (略)

1-4・1-5 (略)

1-6 災害廃棄物処理

廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を策定することなどにより、災害時における応急体制を確保する。

(1) 発生量・処理可能量

○ 災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の策定等の検討を行うための基礎的な資料となる。地方公共団体はあらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区域内の処理可能量を推計しておく。

・ 平時又は災害応急対応時に行う災害廃棄物の発生量の推計は、地震災害（津波を含む）や水害で倒壊した家屋数及び発生原単位や建物延床面積から算出する方法が考えられる。

(略)

(2)～(15) (略)

1-7～1-9 (略)

第2章 災害応急対応

2-1～2-5 (略)

2-6 災害廃棄物処理

被災地方公共団体は災害廃棄物等の処理状況の把握、必要な資機材等の広域的な支援要請、調整について至急検討し、講ずべき措置の具体化を図る。

また廃棄物処理施設等の環境モニタリングを実施し、監視を行う。

(1)～(5) (略)

(6) 仮置場

(略)

<仮置場管理のため資機材・人材の確保>

○ 被災地方公共団体は、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を確保する。

(略)

・ 仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、円滑な災害廃棄物処理を推進するため、被災地方公共団体の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理は他の地方公共団体や民間事業者等に応援を要請することが望ましい。

(略)

資料⑨ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） （抜粋）

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 (略)